

# 国会緊迫 渦巻く国民の批判

## 「共謀罪」法案・「加計学園」疑惑 問答無用の安倍政権

しんぶん赤旗 2017年6月7日(水)

終盤国会で焦点となっている「共謀罪」法案や「加計学園」疑惑に全国各地で怒りがわきおこっています。ところが安倍晋三首相は、国民の疑念や批判を問答無用で受け付けないう異常な態度をとっています。

### 国会の審議を否定

「(野党は)不安を広げるための議論を延々としている」。安倍首相は4日放送のラジオ番組で、これまでの「共謀罪」法案の国会審議を根本から踏みにじる暴言を吐きました。国会では野党から質問された内容にまともに答えず、ラジオ番組では野党の追及をねじまげて一方的に攻撃。「野党の質問権と国会の審議を否定する重大発言」(日本共産党の仁比聡平参院議員)です。

### 国連に無回答のまま

「共謀罪」法案の参院審議では、環境保護団体や人権保護団体なども、それが「隠れみの」だとして日常的な監視・調査の対象となりうるという衆院審議ではなかった新たな政府答弁も。審議を一からやり直さなければならないほど重大論点が浮かび上がっているのに、与党からは平然と採決日程が出る異常さです。さらに、国連特別報告者がプライバシーを守る仕組みについて深刻な懸念を示した意見を突きつけたことに安倍政権は抗議。国連の批判にも一切回答しないままです。

### 疑惑の調査まで拒否

問答無用ぶりは「加計学園」疑惑でも同様です。安倍首相の強い働きかけを示す内部文書の存在が次々明らかになり、前川喜平前文科省事務次官の証言で裏付けられているのに、安倍首相も松野博一文科相も「調査をする考えはない」の一言で片付け、野党が求める前川氏ら関係者の証人喚問も「必要がないから」と理由にならない理由で拒否しているのです。

### 不利な質問には激高

首相の答弁姿勢も異常です。5日の衆院決算行政監視委員会では、質問に答えず野党批判やヤジへの応酬を延々と続け、委員長から再三、「質問に答えてください」と注意される場面も。加計学園理事長との関係など、自らに不利な質問が出されると「印象操作だ」と色をなし激高しました。

菅義偉官房長官も、文書の存在を指摘した前川氏を口をきわめて非難。辞任の経緯や“出

会い系バー”の問題まで持ち出し、人格攻撃に終始しました。

## 一般市民狙う「共謀罪」ノー 法案反対署名144万人分渡す 国会前行動

しんぶん赤旗 2017年6月7日(水)

与党が強引に「共謀罪」法案の審議を進めようとするなか、6日、600人あまりの市民が同法案に反対し、国会前で抗議行動をしました。市民たちは「テロ対策と嘘つくな」「市民監視は許さない」とコール。総がかり行動実行委員会と共謀罪NO！実行委員会が主催し、法案に反対する署名144万3550人分を参加した国会議員らに手渡しました。

抗議行動で、国際環境NGO「FoE Japan」の満田夏花事務局長は、「先週、23の環境・人権関連のNGOが共謀罪反対の共同声明を発表した。英訳され、イギリスや東南アジアなどの団体からも賛同の声があがっている」と強調。「この法案はすべての市民運動への脅威。国家や大企業は、戦車のような勢いで市民の運動を押しつぶそうとする。その盾となるはずの人権を奪うのが共謀罪法案だ」と語りました。

日本共産党の大門実紀史、山添拓の両参院議員が参加。民進党、社民党、沖縄の風の国会議員らもそれぞれ参加しました。

あいさつした大門参院議員は、「安倍首相はラジオ番組で、“共謀罪に一般の人は関係ない。野党が国民に不安を広げている”と発言したが、不安を広げているのはこんな法案を出した首相自身だ」と批判。「反対の世論を広げ、強行すれば政権の命取りになると思わせなければならない」と訴えました。



(写真)「共謀罪は絶対廃案」と声を上げる人たち＝6日、衆院第2議員会館前

## 「共謀罪」私はこう思う 弁護士・山中真人氏

毎日新聞 2017年6月7日

反対

### 企業活動の停滞懸念 弁護士・山中真人氏（43）

国際取引や金融に詳しいビジネス弁護士7人で先月19日、「共謀罪」法案に反対する声明を発表した。法案は市民活動を萎縮させると言われているが、詳しく読むと、企業活動への萎縮効果がより大きいと感じる。

共謀罪の適用対象には会社法、金融商品取引法、税法、破産法、特許法など企業活動に関わる法律が幅広く含まれている。法案は「組織的犯罪集団」の共謀・準備行為を立件対

象とし、集団を「共同の目的を有する多数人の継続的結合体」と広く定義している。

この「共同の目的」については別の条文で「犯罪の実行」と限定されてはいるが、法律家の感覚で言うと、「利益を上げる」といった正当な目的と併存していても構わない—という運用になることは確実だ。そうすると、企業も定義に含まれる。組織的犯罪集団という語感と、集団の定義がかけ離れている。

企業は、法に触れる可能性があることを議論することもある。例えば節税。脱税との違いは専門家でも見解が分かれる。また、特許権についても、訴訟を覚悟してあえてぎりぎりのものを作り出すことがある。検討するだけで罪に当たるとなると、議論ができなくなり、企業活動は停滞するだろう。

政府は「正当な企業活動は対象にならない」と言うだろうが、それならそう法律に書くべきだ。廃案にして再検討することが望ましいが、仮に成立するにしても、テロ対策以外には用いられないよう歯止めを明記することが必要だ。〈聞き手・伊藤直孝〉＝随時掲載

## ■人物略歴

### やまなか・まさと

1973年生まれ。98年弁護士登録。2008～12年に米国で金融機関に勤務し、国際取引にも精通。ニューヨーク州弁護士でもある。

## 「共謀罪」（テロ等準備罪）のポイント

- ・適用対象は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」
- ・対象犯罪は5分野（テロの実行、薬物、人身に関する搾取、その他の資金源、司法妨害）の277
- ・犯罪計画に基づく凶器購入のための資金調達や犯行現場の下見など「実行準備行為」があつて初めて処罰可能
- ・死刑や10年を超える懲役・禁錮を定めた犯罪の計画は「5年以下の懲役・禁錮」に、4年以上10年以下の懲役・禁錮を定めた犯罪の計画は「2年以下の懲役・禁錮」に処す

## 特集ワイド

### 改めて問う「共謀罪」 成立させていいのか

毎日新聞 2017年6月6日

「共謀罪」法案の問題点を、この特集ワイドで何度も取り上げてきたが、政府・与党は数の力で成立させようとしている。ならば、改めて指摘したい。この法案を通すと、憲法の理念がますます崩されるということ。【葛西大博】

## 「次は通信傍受拡大」 揺らぐ憲法理念

まずは、兵庫県警の元刑事、飛松五男さん。2005年に定年退職するまで通算36年を捜査部門の第一線で過ごしたベテランは、法案が成立すればこんな展開になると予想する。

「政府は次に、盗聴法（通信傍受法）の改正に着手するでしょう。電話やメールの盗聴をより広範囲に、合法的にするためです」

憲法は基本的人権の一つとして「通信の秘密」を保障している。一方、重大犯罪を取り締まるため、裁判所の令状を取れば、捜査機関は例外的に盗聴を許される。00年施行の通信傍受法は対象犯罪として、薬物、銃器、集団密航、組織的殺人の4犯罪としていたが、昨年の改正で詐欺や窃盗など9犯罪が追加された。

今国会で審議されている組織犯罪処罰法改正案は、「共謀罪」の成立要件を改めたテロ等準備罪を新設するのが柱で、対象とするのは277犯罪。「どこの県警も適用第1号を目指します」と飛松さん。そのための手段が盗聴であり、その合法化だ。

日本弁護士連合会の共謀罪法案対策本部副本部長を務める海渡雄一弁護士も同意見だ。「『共謀罪』法案が成立しても、現在認められる犯罪以外の通信傍受はできないので、当然、通信傍受法の改正が提起されるでしょう」

現在、テレビのコメンテーターとして活躍する飛松さん。「新しい法律ができれば、息が詰まるような監視社会の始まりです。警察はいったん法律が通ったら、それに向かってまい進する。冤罪（えんざい）がどんどん出ますよ」と断言する。

「共謀罪」法案の問題点はどこにあるのか。まずは、「組織的犯罪集団」の定義についての疑問だ。法案は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と規定。集団の活動として、2人以上で犯罪を計画し、うち1人以上が計画に基づく「実行準備行為」を行った場合に、計画した全員を処罰可能としている。政府は東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を強調するが、日本で起きた大規模テロというと、オウム真理教（現アレフ）による地下鉄サリン事件（1995年）を思い浮かべる人が多いのではないだろうか。安倍晋三首相も今年2月の国会答弁で、オウムを例に挙げて説明している。

これに対し、オウムを長年取材してきたジャーナリストの江川紹子さんはあきれ顔だ。「オウムのテロは共謀罪があれば防げたと言う人もいるが、それは有り得ません。地下鉄サリン事件が起きるまでオウムの関与が疑われる既遂事件が何件もあったのに警察が防げなかったのは、警察幹部の判断能力のなさと、全国の警察の情報共有や連携がなかったことが原因です」。江川さんは一例として、警察幹部が当初は「失踪」との見立てにこだわった89年の坂本堤弁護士一家殺害事件を挙げた。

江川さんは自ら書いた記事で、自宅アパートにオウム信者から毒ガスをまかれ、命を狙われたこともある。そんな江川さんが懸念するのが「共謀罪」で一般の人に捜査が及ぶ恐れだ。金田勝年法相は繰り返し否定したが、江川さんは「オウムでさえ、犯罪をやっていたことを知らなかった信者の方が多い。つまり、誰が組織的犯罪集団のメンバーか、全員総当たりで聞かないと分からない。信者の家族や勧誘を受けた人は当然一般人ですが、そういう人も調べないと実態は分からないはずです」

さらに、この法案の大きな問題点は、日本の刑法体系を根本から揺るがしかねないことだ。刑法は、心の中で犯罪を考えただけでは処罰されず、既遂や未遂など実際に犯罪行為をして初めて処罰されるのを原則としている。憲法が最も根本的な人権として「思想・良心の自由」を保障しているからだ。

一方、殺人や現住建造物等放火など重大犯罪を未然に防ぐ必要がある。刑法には例外的

に未遂より前の予備段階の行為を処罰する「予備罪」がある。さらに現行法でも「予備」より前段階の「共謀」を処罰できる内乱陰謀罪などがある。既遂が最も重く、未遂、予備・陰謀、共謀（計画・準備）罪とだんだん罪が軽くなるのが原則だ。

こんな国会のやりとりがある。5月19日の衆院法務委員会で弁護士でもある民進党の階（しな）猛議員がこう指摘した。

「組織で大量殺人を計画し、毒入りカレーを作れば、具体的な危険があるから（刑法の殺人予備罪が適用され）2年以下の懲役だ。だが、（毒のない）カレーだけをつくればまだ実行準備行為なので（共謀罪が適用され）5年以下の懲役。なぜ毒入りカレーを作った方が罪が軽いのか」

この質問は、「凶器や毒物を用意した」など具体的な危険性を要件とする予備罪よりも、準備行為だけの共謀罪の方が刑が重くなる矛盾を指摘したものだ。青山学院大名誉教授の新倉修さん（国際刑事法）は「すごくアンバランスな刑法体系になってしまう。捜査機関が、刑が重い共謀罪で処罰しようとしかねない」と解説する。

「準備行為」はどう判断するのか。「内心の自由に踏み込まないと分からない」との指摘もある。判断基準について問われた金田法相の答弁は「花見であればビールや弁当を持っているのに対し、（犯行場所の）下見であれば地図や双眼鏡、メモ帳などを持っているという外形的事情がありうる」。質問した議員からは「双眼鏡を持ってバードウォッチングすることもある」と突っ込まれ、法相の答弁はすっかり有名になった。

前出の海渡さんは話す。「この答弁ではっきりしたのは、犯罪をやろうとしているかは外形的には分からずに、取り調べをしないと分からないということです。つまり内心の自由に踏みこまないと、それが準備行為かどうかは分からないのです」

監視され、内心の自由に踏みこまれる社会。江川さんは「私たちが気付かないところで監視が進み、気付いたときには全身に毒が回り手遅れということになりかねない」と指摘する。

「全身」とはこの国の民主主義社会を指すという。多くの方は自分が事件の被害者になるかもしれないとは考えても、罪を着せられる恐れがあるとは思わない。民主国家で、知らない間に自分が「犯罪者」になってしまうかもしれない社会を想像できるだろうか。

## 「共謀罪」法案 環境・人権団体も実態監視の危険 政府の「隠れ蓑」答弁追及 参院決算委員会で仁比議員

しんぶん赤旗 2017年6月6日(火)

日本共産党の仁比聡平議員は5日の参院決算委員会で、「共謀罪」で一般人が監視対象となり、公安警察の恣意的な情報収集と捜査が深刻なプライバシー権の侵害を引き起こすと指摘しました。

「一般人が対象となることはあり得ない」と繰り返す政府。仁比氏は、環境保護団体や

人権保護団体を「隠れ蓑（みの）」に組織犯罪を企てた場合は共謀罪で処罰されると言い始めた政府答弁（別項）を追及。衆院審議の段階では全く述べてこなかったもので、重大問題です。

## 既に住民運動が

仁比氏が「隠れ蓑」や「実態」とは何を指すのかと質問。金田勝年法相は「当該団体が標榜（ひょうぼう）している目的や構成員らの主張する目的のみで（組織的犯罪集団かどうか）判断するのではなく、活動実態等を総合的に考慮して判断する」とし、「実態とは団体の活動実態を指す」と答えました。

『原発再稼働反対〇〇住民の会』や『米軍基地強化反対の〇〇住民の会』などでも、活動実態や組織構造をみて、共謀罪で処罰されうるのではないかと追及した仁比氏。金田氏は「収集された証拠に基づき個別具体的に判断される」とし、「ご指摘の団体は（組織的犯罪集団として）想定されない」と述べるだけで否定できませんでした。

活動実態や組織構造をどうやって見極めるのか。仁比氏は、岐阜県警大垣署が、風力発電建設をめぐる勉強会を開いただけの住民を監視し、住民の機微なプライバシーを収集して事業者に提供し、住民運動つぶしの相談もしていた大垣事件を取り上げました。

警察はこうした監視を「通常の業務」と正当化しています。「4人の被害者はなぜ対象にされたのか」と問うと、松本純国家公安委員長は「今後の警察活動に支障を及ぼす恐れがあるから答弁を控える」としました。

仁比氏は「同じような認識で、住民運動が『隠れ蓑』かどうか情報収集し、共謀罪の嫌疑が出てくれば犯罪捜査に移行していくのではないかと追及。松本氏は、警察が収集した情報を個別具体の状況に応じて捜査に活用するかどうかについて「一般論としてはありうる」と述べ、「犯罪予防」の名のもとに、“警察のさじ加減ひとつ”で広く行われている公安の情報収集活動が、共謀罪の犯罪捜査につながることを認めました。

仁比氏は、大垣事件の被害者の「人を信頼して本音を打ち明けられなくなる監視の怖さ、共謀罪の怖さがある」などの声を紹介し、「深い傷を負った被害者に謝罪すべきだ」と要求。首相は「（警察活動は）適切に遂行されなければならない」と警察の活動を改めて正当化しました。

## 首相発言ただす

さらに仁比氏は、安倍首相が共謀罪に関する野党の議論について「不安を広げるための議論を延々としている」とラジオ番組（4日、ニッポン放送）で発言したことを追及。「野党の指摘は、多くの専門家、法曹実務家の共通の厳しい指摘であり、国民の不安の焦点だ」と強調し、「野党の質問権や国会審議を否定する重大発言だ」と撤回を迫りました。首相は「謙虚に答弁していきたい」と弁明しつつ、発言を撤回しませんでした。

仁比氏は「実際に警察は普通に暮らす市民を監視している。共謀罪で深刻なプライバシー侵害を引き起こすというのが、国連特別報告者の厳しい指摘だ。その指摘に答える情報提供と、国会での徹底審議を強く求める」と主張しました。

## 問題の金田法相答弁

対外的には環境保護や人権保護を標榜していたとしても、それが言わば隠れみなのであって、実態において、構成員の結合関係の基礎としての共同の目的が一定の重大な犯罪等を実行することにある団体と認められるような場合には組織的犯罪集団と認められ、その構成員はテロ等準備罪で処罰され得ることになります。(5月29日参院本会議)

## 「加計文書を省内で共有」 文科省の複数職員が証言

東京新聞 2017年6月7日

安倍晋三首相の友人が理事長を務める学校法人「加計(かけ)学園」(岡山市)の獣医学部新設計画に関し、「総理の意向」などと記載された文書の存在を六日、文部科学省の複数の現役職員が認めた。共同通信の取材に「省内で共有していた」などと証言した。前川喜平前事務次官も取材に存在を明言したが、政府や文科省は「調査で存在を確認できなかった」との姿勢を崩さず、再調査も拒否している。

現役職員が証言したことで、野党側は攻勢を強めるとみられる。

学園は政府の国家戦略特区制度を活用した学部新設を計画。文書は民進党などが五月に入手したもので、昨年十一月に特区の諮問会議で安倍首相が獣医学部新設方針を表明する前に、特区担当の内閣府とのやりとりを文科省が記録したものとされる。学園の選定が前提ともうかがえる内容が含まれ、内閣府側の発言として「官邸の最高レベルが言っている」「総理の意向だ」と記されていた。

取材に対し、文科省職員の一人は「文書は獣医学部担当の高等教育局専門教育課が、上司への説明用に作成した」と説明。「幹部を含む一部の関係者で共有していた」と話した。

別の職員も「学部新設に関して、省内の打ち合わせに参加した職員らの間で共有されていた文書だ」とした上で「総理の意向といった文言が記されているのを見て、文科省にとって面倒な案件だという認識があった」と述べた。

松野博一文科相は五月十九日、「文書の存在は確認できなかった」と発表。担当職員への聞き取りや、資料を共有する電子フォルダなどの調査で結論付けたとする一方、職員個人のパソコンは調べていないとした。

## (問う「共謀罪」 学問の世界から) 怒りの抗議、重なるリットン調査団 加藤陽子さん

朝日新聞 2017年6月6日

■歴史学者・加藤陽子さん(56)

政府の怒りの裏にあるものを歴史は教えてくれる。



国連特別報告者のカナタチ氏が日本に示した「共謀罪」を巡る文書は、プライバシー監視について国際人権法と整合しているか教えてほしいというものです。これに対する日本政府の見解は、文面から怒りの湯気が立つよログイン前の続きうでした。

『共謀罪』は国際組織犯罪防止条約を結ぶため必要だ」と前提を述べ、「なぜ187の締結国にも懸念を表明しないのか」とカナタチ氏をなじったのです。

国連の委嘱を受けた人物の要求に対しての開き直りの抗議。既視感がある。1931年の満州事変後、リットン卿が国際連盟の委嘱で報告書を発表した「リットン調査団」。その時の抗議と似ています。

日本は「事変の発端となった鉄道爆破は中国の仕業」という虚偽を前提にしていた。そして「満州国」建設の裏に日本軍がいたと非難されると「他の列強もやったこと」と開き直る。

「共謀罪」も、実は条約に加わるために不可欠ではないとガイドラインからは読み取れる。前提に虚偽があるから、外からの干渉にあれだけ神経質になる。

歴史は単純には繰り返さないし、安易な過去との比較は慎重であるべきですが、やはり類似点を見いだせる。一連の応酬は「共謀罪」の本質をあぶり出すように見えます。共通するのは「偽りの夢」と、国民の「人気」です。

満州事変当時は世界不況。日本の農村も苦しんでいたが、政党内閣には、人口の4割を占める農民を救えなかった。ビジョンを掲げたのが軍部でした。「満州が手に入れば好景気になる」とあおり、国民人気を獲得します。いざ戦争になれば、搾取され徴兵されるのは農民でしたが。

「見果てぬ夢」を掲げて後戻りできなくなったところで、国際連盟の指摘に過剰反応。今と似ていませんか。「五輪で景気が良くなる」と「見果てぬ夢」で国民を期待させ『共謀罪』でテロを防がなければ開催できない」とあおる。法案成立直前までこぎ着けたのに、国連特別報告者からの「待った」に怒り狂ってしまった。

「戦前より民主政治は成熟している。心配は杞憂（きゆう）だ」と言われるけど、思い出してください。1925年に治安維持法を成立させたのは、リベラルな加藤高明内閣でした。

法制局が当初出した案は、条文で「憲法上の統治組織、納税義務、兵役義務、私有財産制を変革する行為」と、犯罪になる行為を限定していた。しかし護憲内閣は「弾圧など絶対しない」と自信があり、結局「国体（天皇を中心とした国のあり方）の変革」というあいまいな処罰対象で成立させてしまう。ツケは10～15年後に回ってきます。

極めて脆弱（ぜいじゃく）な法律を、安定した力を持つ政党内閣が自信満々に作ってしまったという怖さ。このおごりを忘れてはいけません。（聞き手・後藤遼太）

\*

かとう・ようこ 1960年生まれ。東京大教授で専門は日本近代史。「それでも、日本人は『戦争』を選んだ」（09年）で小林秀雄賞を受賞。「戦争まで」（16年）で「リット

ン調査団」と日本政府の対応を論じるなど、明治以降の戦争に関する著作で知られる。



参院で審議が続く「共謀罪」法案。与党が早期成立を目指す一方、内外から懸念の声もあがる。様々な専門分野の学者たちに、受け止めに聞いた。